

第46回全国高等学校総合文化祭開催要綱

1 趣旨

高等学校教育の一環として、高校生が各種の芸術文化活動を全国的な規模で発表する場を提供することにより、芸術文化活動への参加の意欲を喚起し、創造性の育成を図るとともに、芸術文化活動を通して、全国的、国際的規模で生徒相互の交流・親睦を図る。

2 主催、後援、協賛

(1) 主催

文化庁、公益社団法人全国高等学校文化連盟、東京都、東京都教育委員会、千代田区、千代田区教育委員会、港区、港区教育委員会、新宿区、新宿区教育委員会、文京区、文京区教育委員会、台東区、台東区教育委員会、墨田区、墨田区教育委員会、大田区、大田区教育委員会、渋谷区、渋谷区教育委員会、中野区、中野区教育委員会、豊島区、豊島区教育委員会、練馬区、練馬区教育委員会、葛飾区、葛飾区教育委員会、江戸川区、江戸川区教育委員会、調布市、調布市教育委員会、小金井市、小金井市教育委員会、東京都高等学校文化連盟

(2) 後援（予定）

全国都道府県教育長協議会、全国高等学校長協会、東京都公立高等学校長協会、東京都立特別支援学校長会、東京都私立中学高等学校協会、報道機関

(3) 協賛（予定）

大会の開催趣旨に御賛同いただいた企業、大学、専門学校、その他関係団体等

3 期間

令和4年7月31日（日）から8月4日（木）までの5日間

4 開会行事

- (1) 総合開会式：千代田区内会場
- (2) パレード：千代田区内会場

5 開催部門及び開催地

別表1のとおり

6 開催内容

別表2のとおり

7 国際交流事業

文化庁所管の全国高等学校総合文化祭国際交流事業により、海外の数か国から高校生等を招へいし、東京都の高校生との文化交流を通じて相互理解を促進し、総合開会式等へ参加する。

8 実施組織

行政機関、教育機関及び関係団体によって構成された実行委員会のもとで本事業を行うものとし、この事務局を東京都教育庁指導部指導企画課内に置く。

9 経費

第46回全国高等学校総合文化祭東京大会にかかる費用は、文化庁、公益社団法人全国高等学校文化連盟及び東京都の負担金等をもって充てる。

【別表1】開催部門及び会場（令和3年6月14日現在）

開会行事・開催部門		開催地	実施日程				
			(7月31日～8月4日)				
			31 日	1 月	2 火	3 水	4 木
総合開会式		千代田区	○				
パレード		千代田区	○				
規定部門	1 演劇	中野区	○	○	○		
	2 合唱	豊島区					○
	3 吹奏楽	台東区	○	○			
	4 器楽・管弦楽	台東区				○	○
	5 日本音楽	江戸川区	○	○			
	6 吟詠剣詩舞	江戸川区					○
	7 郷土芸能	練馬区			○	○	○
	8 マーチングバンド・ バトントワリング	調布市			○		
	9 美術・工芸	台東区（展示）	○	（休）	○	○	○
		台東区（開会式等）		○			
	10 書道	台東区（展示）	○	（休）	○	○	○
		葛飾区（開会式等）			○	○	
	11 写真	台東区（展示）	○	（休）	○	○	○
		台東区（開会式等）			○	○	○
		台東区（講演会）			○	○	
		台東区（閉会式）					○
	12 放送	大田区				○	○
	13 囲碁	千代田区		○	○		
	14 将棋	港区				○	○
15 弁論	文京区		○	○	○		
16 小倉百人一首かるた	墨田区	○	○	○			
17 新聞	千代田区		○	○	○		
18 文芸	渋谷区	○	○	○	○	○	
19 自然科学	新宿区（開会式・発表）			○	○		
	文京区（閉会式）					○	
協賛部門※	20 軽音楽	中野区			○	○	○
	21 茶道	渋谷区（開会式）			○		
		文京区（発表）				○	
	22 特別支援学校	各部門での共同発表					
23 ボランティア	小金井市			○	○	○	

※ 東京都独自に開催する部門

【別表2】開催内容

部 門		主な内容
総合開会式		式典、交流（国際交流、次年度開催地との交流）及び開催地発表
パレード		マーチングバンド・バトントワリング部門の参加者を含む全国の高校生によるパレード
規定部門	演劇	各ブロック代表校による演劇上演、講習及び研究協議、生徒交流会
	合唱 吹奏楽 器楽・管弦楽 日本音楽 吟詠剣詩舞 郷土芸能 マーチングバンド・バトントワリング	各都道府県高等学校（芸術）文化連盟又は各都道府県教育委員会から推薦された優秀校による演奏及び演技発表、生徒交流会
	美術・工芸 書道 写真	各都道府県高等学校（芸術）文化連盟又は各都道府県教育委員会から推薦された優秀作品の展示、講習会、生徒交流会
	放送	各都道府県高等学校（芸術）文化連盟又は各都道府県教育委員会から推薦された生徒・優秀校による発表及び優秀作品の映写、生徒交流会
	囲碁 将棋	各都道府県高等学校（芸術）文化連盟又は各都道府県教育委員会から推薦された生徒による競技、生徒交流会
	弁論	各都道府県高等学校（芸術）文化連盟又は各都道府県教育委員会から推薦された優秀弁士による発表、生徒交流会
	小倉百人一首かるた	各都道府県高等学校（芸術）文化連盟又は各都道府県教育委員会から推薦された生徒による競技、生徒交流会
	新聞 文芸	各都道府県高等学校（芸術）文化連盟又は各都道府県教育委員会から推薦された優秀作品の展示、講演会、生徒交流会
	自然科学	各都道府県高等学校（芸術）文化連盟又は各都道府県教育委員会から推薦された研究発表及びポスター（パネル）発表、巡検研修、講演会、生徒交流会
	協賛部門※	軽音楽
茶道		各都道府県高等学校（芸術）文化連盟又は各都道府県教育委員会から推薦された生徒による発表
特別支援学校		都内の特別支援学校高等部在籍生徒を中心とした発表、作品展示等
ボランティア		各都道府県高等学校（芸術）文化連盟又は各都道府県教育委員会から推薦されたボランティア等の活動に取り組む生徒による発表、展示等

※ 東京都独自に開催する部門

参加校推薦要項

第46回全国高等学校総合文化祭の参加校については、以下により推薦してください。

1 推薦基準

推薦基準は、各都道府県高等学校（芸術）文化連盟に加盟し、各部門の「参加要項」記載の参加資格を有する優秀校とします。

なお、各都道府県高等学校（芸術）文化連盟に加盟していないものを推薦しようとする場合には、事前に公益社団法人全国高等学校文化連盟会長と協議してください。

2 各都道府県からの推薦数

各都道府県からの推薦数は、各部門の「参加要項」記載のとおりとします。

3 演奏・演技・作品等についての規程

(1) 規程については、各部門の「参加要項」に記載のとおりとします。

(2) 作品及び研究論文等の送付について

美術・工芸、書道、写真、放送、新聞、文芸、自然科学の作品及び事前審査用研究論文等については、次のとおり搬入（送付）してください。なお、各部門とも期間を厳守してください。

部門	搬入受付期間（予定）
美術・工芸	令和4年5月下旬から6月上旬、各都道府県で一括して、指定期日にお送りください。搬入（送付）場所等は、令和4年3月に公表予定の「参加要領」等でお知らせします。
書道	
写真	

部門	送付受付期間（予定）	その他
放送	令和4年5月上旬頃から中旬頃までの1週間程度	詳細は、令和4年3月に公表予定の「参加要領」等でお知らせします。
新聞	令和4年6月中旬頃の1週間程度	
文芸	令和4年5月上旬頃から中旬頃までの1週間程度	
自然科学	令和4年5月上旬頃から中旬頃までの1週間程度	

4 著作権等について

(1) 参加校、出演者、出品者等は、著作権、肖像権、プライバシー等の権利者の許諾が必要な場合は責任をもって所定の手続きを行ってください。なお、万が一権利の侵害から生じるトラブルが発生した場合、本大会実行委員会は、一切の責任を負いません。

(2) 発表等にかかる著作隣接権は、全国高等学校文化連盟に帰属するものとします。

(3) 本大会実行委員会は、参加者等の肖像（演奏・演技・展示・発表・競技等を行っている様子や肖像、衣装、シナリオ、対戦表、作成物等）及び著作物、展示したものの写真や映像の、全部又は一部を、記録集等の紙媒体の作成、DVDディスク又はBlu-rayディスク等の映像記録媒体の作成、ウェブページ、SNS（Twitter、Instagramなど）等への掲載、各種メディア（テレビ・新聞・雑誌・インターネットなど）及び全国高等学校総合文化祭総文祭後催県（以下「総文祭後催県」という。）、地方公共団体等に提供し、活用することがあります。あらかじめ御了承ください。

5 承諾書及び推薦書の作成と提出

(1) 推薦された学校は、参加部門ごとに「参加承諾書（学校用）」を作成し、各都道府県高等学校（芸術）文化連盟に提出してください。提出期限は、各都道府県高等学校（芸術）文化連盟からの指示に従ってください。

(2) 各都道府県高等学校（芸術）文化連盟は、「参加校推薦書」を作成し、開催県（東京都）実行委員会事務局に提出してください。

なお、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた及び一部の協賛部門（軽音楽、茶道、ボランティア）の各部門については、参加校推薦書提出期限までに推薦校が未定であっても、参加の意思がある場合には、「学校推薦書」に参加予定校数、参加予定人数等を記入の上、提出してください。なお、「参加承諾書（学校用）」については記載の必要はありません。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、都道府県内の大会やコンクール等の開催日程を変更し、推薦校が未定の部門についても、参加の意思がある場合には、同様とします。その際は、「参加校推薦書」の「備考」欄にその旨を記載してください。

- (3) 都道府県高等学校（芸術）文化連盟から開催県（東京都）実行委員会への書類提出について
ア 「参加校推薦書」及び「参加承諾書（学校用）」については、Excelで作成したファイルをメール添付により送付してください。

なお、「参加校推薦書」及び「参加承諾書（学校用）」のファイル（Excel形式）は、第46回全国高等学校総合文化祭大会公式ホームページ<https://tokyo-soubun2022.ed.jp/>からダウンロードできます。

提出先メールアドレス tokyosoubun2022@section.metro.tokyo.jp

イ 提出期限

令和4年1月31日（月）

※ 提出期限は厳守してください。これ以降は、原則として受け付けません。

6 参加校の決定

- (1) 各都道府県から送付された「参加校推薦書」及び「参加承諾書（学校用）」により参加校を決定します。
- (2) 令和4年3月以降、開催県（東京都）実行委員会事務局から各都道府県高等学校（芸術）文化連盟に通知します。通知の際、「参加要領」及び「参加申込書」等を送付します。なお、参加校向けに大会公式ホームページ上にも同じものを公開します。
- (3) 各都道府県（芸術）文化連盟は、参加校決定書に基づき、開催県（東京都）実行委員会事務局に参加申込みをしてください。

※ 囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた及び一部の協賛部門（軽音楽、茶道、ボランティア）の各部門において、推薦校未定の状態で「参加校推薦書」を提出した都道府県については、「参加申込書」を受理した段階で参加校の決定とみなします。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により推薦校未定の部門がある都道府県についても同様とします。

- (4) 「参加申込書」の提出期限

① 囲碁、将棋、弁論、百人一首かるた、 新型コロナウイルス感染症の影響により 推薦校未定の部門	令和4年6月1日（水）
② ①以外の部門	令和4年5月11日（水）

※ ただし、参加校等から開催県（東京都）各部門事務局に直接提出する文書の提出期限については、令和4年3月に公表予定の「第46回全国高等学校総合文化祭参加要領（以下「参加要領」という。）」等でお知らせします。

7 協賛部門への参加について

第46回全国高等学校総合文化祭においては、「軽音楽」、「茶道」、「特別支援学校」、「ボランティア」の4部門を開催します。参加については、以下のとおりです。

- (1) 東京都外からの生徒の参加を想定している部門は、「軽音楽」、「茶道」、「ボランティア」の3部門です。詳細は各部門の「参加要項」に記載しています。各部門の「参加要項」に従って推薦してください。
- (2) 「特別支援学校」部門では、「全国特別支援学校文化祭」の入賞作品の一部を展示する予定です。

8 参加負担金について

第46回全国高等学校総合文化祭の参加負担金については、以下のとおりとします。

- (1) 全国高等学校総合文化祭開催基準規程に定める19部門規程に基づき、参加負担金を徴収します。
- (2) 第46回全国高等学校総合文化祭において設定する協賛部門参加負担金は徴収しません。

9 優秀校東京公演について

本大会における演劇、日本音楽、郷土芸能の各部門優秀校4校による第33回全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演は、令和4年8月27日(土)・28日(日)の両日、国立劇場において開催される予定です。

10 その他

参加校の推薦にあたって、各都道府県高等学校(芸術)文化連盟は、「全国高等学校総合文化祭開催基準規程第10条」に基づく確認をお願いします。

特に、中学生の参加については、規定により公益社団法人全国高等学校文化連盟会長との協議を必要としますので、御留意いただきますようお願いいたします。

※ やむを得ず推薦校に中学生等が含まれる場合は、事前に公益社団法人全国高等学校文化連盟事務局に御相談ください。

第10条 高総文祭参加資格

参加者は都道府県高等学校(芸術)文化連盟に加盟し、都道府県高等学校(芸術)文化連盟会長から推薦された高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校の高等部、高等専門学校第3年次までの生徒並びに専修学校及び各種学校の修業年限が高等学校と一致している生徒で、当該部門の参加要項により全国大会参加の資格を得たものとする。

ただし、上記によらない生徒の参加については、本連盟会長と開催地実行委員会会長が協議し決定する。